

スポーツ仲裁に関する規程

(仲裁による解決)

第1条 公益社団法人日本ライフル射撃協会が行った決定に対する不服申立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附則 本規程は、2025年12月6日より施行する。